

## つくば市議会基本条例（平成27年つくば市条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略）</p> <p><u>（通年議会）</u></p> <p>第3条 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項に規定する定例会の条例で定める回数は、年1回とする。ただし、議員の任期満了又は議会の解散による一般選挙が行われる場合は、これを変更することができる。</u></p> <p>第4条・第5条（略）</p> <p><u>（議長及び副議長志願者の所信表明）</u></p> <p>第5条の2 <u>議会は、議長及び副議長を選出するときは、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を更に高めるため、公開の場で、それぞれの職を志願する議員に所信を表明する機会を設けるものとする。</u></p> <p>第6条—第18条（略）</p> <p>（議決事件の追加）</p> <p>第19条 議会は、<u>法</u> 第96条第2項の規定に基づき、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事件として追加することができる。</p> <p>2（略）</p> <p>第20条（以下略）</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p><u>（定例会の回数と会期）</u></p> <p>第3条 <u>定例会の回数及び会期については、市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、議会の機能を発揮できる機会を確保するものとする。</u></p> <p>第4条・第5条（略）</p> <p>第6条—第18条（略）</p> <p>（議決事件の追加）</p> <p>第19条 議会は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）</u> 第96条第2項の規定に基づき、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事件として追加することができる。</p> <p>2（略）</p> <p>第20条（以下略）</p>